

模擬授業

日本国憲法

講師：増田都子さん

それでは、授業を始めたいと思います。今まで 29 時間ずっと日本国憲法の学習をしてきましたので、今日はそのまとめをしたいと思います。特に現実はどうなっているのか、憲法にもとづく政治というのが行われていなければならないはずなのですが、現実はどうなんだろうかということを考えながら、どうしてそうなっているのだろうかということを知りたくて考えてみたいと思います。

それではまず復習として、日本国憲法の三原則を、皆さんしっかり頭に入っていると思いますので、言っていただきたいと思います。

基本的人権の尊重

平和主義

そうですね。特に平和主義というのは日本国憲法のとても大きな特徴と言われてきました。

主権在民

国民主権ともいわれていますね。どちらでもかまいません。これが日本国憲法の三原則ですね。

では、この三つの原則が現実の政治の中で実現されているのかということが問題になってきているわけですね。憲法ができてから 60 年近くたって、耐用年数が過ぎていて変えてしまおうという動きもとても強いんです。実際どうなのかということを考えてみたいと思います。

基本的人権の尊重

皆さんは自分の人権はずっと尊重されてきたと思いますか。自分の基本的人権が侵害された経験があるという人はいますか。手を挙げてください。(3 人挙手)あとの方は自分の人権は侵害されたという経験はないですか。それはとっても幸せなことですね。本当は皆そうでなくてはいけないんですけど。

手を上げた方、どういう時に？

(職場における)女性差別です。

日本国憲法では、女性差別はあってはならない、「両性は平等」とはっきり書かれていますが、現実には新聞などに女性が賃金が低いということで裁判を起こしたなどということが出ていますね。でも女性差別に関して裁判の問題では女性側の連戦連勝。だからといって女性差別がなくなったというような状況ではないですね。

人格審査。PTAの役員選考において、言葉により人格を否定されたということですね。

道路建設による環境破壊という形で、安全で幸せな生活を送る権利を侵害されています。

今、3人の人が直接人権侵害を受けたことがあると出してもらいましたが、自分が直接受けたのではないにしても、人に対する人権侵害を見たことがあるというのはたくさんあると思いますが、他にどういう点で人権侵害で問題ではないかと思ったことがありますか。

湾岸戦争の後、自衛隊の掃海艇派遣が違憲ではないかと3人の自衛官が違憲訴訟を起こしたんです。それは意見具申をしようと思ったら逮捕されてしまって、懲戒免職になったのを、原隊復帰させてほしいという訴訟だったのですが、その中の一人が被差別部落の出身だったのです。

被差別部落の問題がずっと現代にもつながっているということですね。他にはどうですか。個人のプライバシーの侵害があまり人権侵害と確立されていないと感じているんですが。

教科書で学習してきたように、基本的人権たくさんありましたよね。でも現実に本当に尊重されているのだろうか。今言っていたただけでもこれだけ出てきます。毎日毎日新聞にも出てきますね。本当に日本国憲法の原則である、基本的人権の尊重ということが、実現されているかという「ウーム」という、そのことを頭の中に入れておいてください。

平和主義

平和主義というのは、日本国憲法の第何条ですか？ 第9条と第25条については、覚えておいたほうが良いと思います。

第9条、これが日本国憲法の平和主義、他の国にはない大きな特色となっています。コスタリカという国で、9条と同じようなのがあり、実際にコスタリカでは軍隊がありません。では、9条を読んでいただきましょう。

第2章 戦争の放棄

第9条〔戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これが平和主義の条項ですね。では、現実にはどうでしょうか。

陸海空軍その他の戦力を日本は保持していないのでしょうか？

保持しています。

何て呼ばれるものなのでしょうか？

自衛隊。

これは第9条とどういうふうに折り合いがつくのでしょうか。この自衛隊が憲法違反ではないかという声があり、ずっと問題になってきています。それに対して憲法に違反していないというのが政府の立場です。

どうして日本政府は、自衛隊が憲法9条に違反していないと言っているのでしょうか。

第1項に国際紛争を解決するための手段としてはということなので、自分の国が攻撃された時のためだから、これは国際紛争を解決する手段としてのものではないので、自衛隊

は憲法 9 条に違反しないのだと、これが政府の立場です。自分の国を守るという自衛権まで放棄したものではないと。

実はちょっと前に小泉首相が何か言ってしまったんですね。でも小泉首相はその言葉を取り消しましたね。小泉首相は「自衛隊は軍隊だ」と言ってしまったんですね。それは本当ですか？ 嘘ですか？ それは本当のことなんですね。でも小泉首相はそれを取り消さなければいけなかったんです。どうして取り消したんですか？

日本政府は、「軍隊ではなくて自衛隊」とずっと言い続けてきたのですから、軍隊だと認めれば、今まで憲法違反の政治をしてきたということを認めてしまうこととなります。こちら辺が日本の政治の中で、とても矛盾したところなんですね。

憲法 9 条の最後のところで、「国の交戦権は、これを認めない」と書いてあるところが、今問題になってきているわけです。

交戦権って何でしょう？

各通常の主権国家は交戦権を持っているので、戦争で相手国の人を殺しても殺人罪にはならないということ。それが国の交戦権。交戦権を持たないとすると、自衛隊が戦争をして人を殺した場合は、どうになってしまうのかということです。今まで軍隊ではないといって、自衛隊はどんどん大きくなってきましたが、実際に戦争をする場合には、これが非常に邪魔になるのではないかなということ、憲法 9 条そのものを変えてしまおうという動きが、今出てきています。

もう一つ、平和主義に反するものとして問題になるものがあります。

日本国内に「陸海空軍の戦力」は自衛隊だけですか？ アメリカ軍という存在がありますね。これは何でしょうね。

なぜ日本にアメリカ軍という存在があるのでしょうかね。

これはある条約のもとで、日本政府がいていいよと言ったことになっています。日米安全保障条約ですね。

日米安全保障条約

第 3 条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、維持し発展させる」というのはどういうことですか？

アメリカはアメリカの、日本は日本の武力をそれぞれにそれぞれの力でやりなさいということですよ。

要するに、アメリカは当然軍隊をどんどん強くする国なんですけれど、日本も軍事力をどんどん維持し発展させますよということを約束したものだんですね。そうすると、憲法第 9 条と日米安全保障条約とはどういう関係になるのでしょうか？ 日本国憲法の中に「軍事力をどんどん強めますよ」という規定はありましたっけ？ ないですよ。本来日本国憲法第 9 条と日米安全保障条約とは正反対の内容のものです。それがずっと日本の政治の中で続いてきたんですが、今の状況の中でどちらが勝ちそうですか？ 日本国憲法の平和主義の法律体系よりも、日米安全保障条約にもとづく法律体系の方がだんだん勝ちそうと

いう状態になっています。そこで、交戦権との関係で、憲法の方を変えようという政治家の動きがとて大きくなっているというのが現実です。

主権在民（国民主権）

主権って何ですか？ 主人である権利。主人であることの権力。国を治める権利。教科書には「国の政治のあり方を最終的に決定する権利」と書かれていますね。それでは天皇は何ですか？ 天皇は象徴となっていますね。では、天皇と国民とでは、どっちが偉いの？

国民の方が偉い。

憲法上、どうしてそれが言えるのですか？

第 1 条〔天皇の地位・国民主権〕 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

これが天皇と国民との関係を表しているものですね。日本国民の総意に基づいて、天皇は象徴であるということになっているのですね。もう一つ、天皇と国民との関係がはっきりわかる言葉があります。探してみてください。

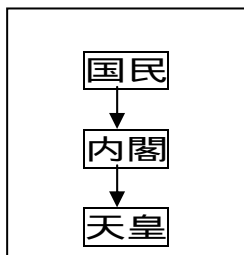
第 8 条〔皇室の財産授受〕 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

天皇家の財産の問題では、国会で決めなくてははいけない。日本国憲法では、国民の場合、財産権はきちんと保障されてありましたよね。けれども天皇家の場合は、国会で決めなくてははいけない。国会は国民の代表でなっているわけですから、天皇と国民の関係では、主権者である国民の方が上であるはずですね。

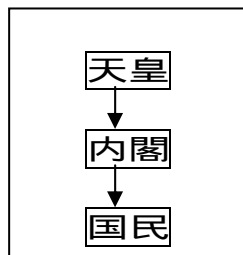
第 3 条〔天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認〕 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

助言と承認というのは上の人の方が下の人に与えるものですね。こういうところから、日本国憲法の中では、内閣の方が天皇より上にあると言えますね。

憲法上の規定



実際は...



なぜそうなのかということなのですが、日本の歴史とも絡んできます。日本が戦争に負けて、原案はアメリカが作った日本国憲法ができてきましたね。その時 決めた日本政府は、日本国憲法の三原則などの内容について、いやいや賛成していたんですね。本当は、大日本帝国憲法をずっと続けたか

ったんですね。でも大日本帝国憲法のままにしておくと、「天皇制がなくなるよ」と時の最高権力者マッカーサーから脅されたようなんです。「象徴というこの憲法を受け入れれば、天皇制は残るんだよ」と。国民はこの事実を長い間知らなかったのです。今も知っている人は少ないかもしれませんが。

それでは日本国憲法と大日本帝国憲法と比べてみましょう。

印象的にどういうふうに感じますか？ とにかく天皇、天皇ですね。なぜこんなに天皇、天皇だったかという、大日本帝国憲法では主権者は天皇だったからです。大日本帝国憲法には「国民」という言葉はありません。「臣民」なんですね。「臣民」というのは家来ということですね。「基本的人権」という言葉もありません。「人権」という言葉はありませんが、「権利」という言葉はあります。臣民としての権利はあるんです。でも臣民に基本的人権はない。基本的人権というのは生まれながらにして持っているもの。自由権・平等権というものです。ただしとっても怖かったことは、この権利も基本的人権ではないので、条件があったのです。「法律ノ範囲内ニオイテ」「法律ノ定ムル所ニ従ヒ」と、法律で「奪います」と定めれば、その権利はなくても良かった。

もう一つ、日本国憲法にはあるけれど、大日本帝国憲法にはない言葉があります。それは「平和」です。大日本帝国憲法には「平和」という言葉は全くありません。天皇が主権者であり、天皇が戦争を命ずる権利もやめさせる権利も持っているものであり、国民は臣民ですから、それにひたすら従う。日本国憲法は、それと全く正反対の憲法です。

それでは、ここで最後のまとめをしたいと思いますが、日本国憲法を守る義務があるのはどういう人たちでしょうか。

第 99 条〔憲法尊重擁護の義務〕 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

天皇から、先生のような地方公務員、すべての公務員が守らなくてはいけませんが、国民は入っていません。なぜでしょうか。国民は守らなくていいのでしょうか。

国民は主権者。国を治める最終的なあり方を国民が憲法に書いたのです。これを守りなさいと天皇以下、首相や国会議員、裁判官、すべての公務員たちに与えたもの。その人たちに「あなたたちに権力を与えるから、この憲法を守らなくてはいけませんよ」「この憲法を守る限りにおいて、国民は従いますよ」ということです。だからこの条文に「国民」は書いてないのです。国民は公務員たちに憲法を守らせなくてはいけない。

それなのになぜ憲法と現実の政治が合っていないのでしょうか。

日本の政治家の中には、憲法に合わせて現実の政治をやろうという方向と、現実の方に合わせて憲法を変えようという方向の二つがありますが、皆さんはどっちがいいと思いますか。国会議員の数の中では、自衛隊を軍隊とはっきり認めてアメリカと一緒に戦争ができるように憲法を変えていこうという国会議員が 8 割から 9 割を占めているというのが現実の日本の政治の状況です。

日本政府の考え方としては、5 年後に（もうちょっとはやくしようというせっかちな政治家もいますが）憲法を変えようという方向が出てくると言われています。その時皆さんだったらどうしますか？ 憲法を変えることに賛成か、反対か、その理由も書いてください。

それを発表していただいて、今日の私の授業は終わりにしたいと思います。ご協力ありがとうございます。

参加者の意見

<p>改憲派の人たちは、第9条を変えるのが最大の目的なのだと思う。それをあまりにも露骨言ってしまうと、さすがに国民からの反発が大きいので、現在の社会状況に合わないところ、足りない所を...などと言って、カモフラージュしているのだと思う。</p> <p>一言で言えば、第9条を変えるのには大反対！戦後60年間、曲がりなりにも平和で安定した豊かな社会を続けてこられたのは、第9条のおかげだと思っている。</p> <p>日本人も、他国の人も、戦争で殺されたり、殺したりしないで来られた、まれな国を誇りに思っている。</p> <p>国内でより国外での方で評価されている平和憲法を大切にしたいと心から思う。池田香代子さんたちのように「諦めない」という気持ちを失わないでいたいと思う。</p>	<p>国民に憲法についての判断を仰ぐ場合には、あらかじめ選挙権を持つ国民すべてにしっかり憲法の内容や、現行憲法ができた理由などを理解させてから行うべきであろう。その意味で、学校における憲法教育の重要性を指摘する。</p> <p>憲法も世の中の変化に応じて改正すべきだとは思いますが、現行憲法の三大原則はあくまで厳守すべきであろう。</p>
<p>日本国憲法の三原則「基本的人権の尊重、平和主義、国民主権」は変えてはならない。特に国際社会の中で評価の高い9条の戦争放棄を変えることをしてはならないと思う。世界中から戦争をなくすこと、武力による紛争の解決を行わない社会をめざすことが、人類の目指すべき目標であるのだから。日本が誇る平和主義は絶対に存続させるようにがんばりたい。</p>	<p>憲法を変えることに反対します。</p> <p>特に9条。人を殺し殺される、それもさまざまな国益という名の利権のために。力の弱い貧しい国や人々がさらに貧しくなり、国の格差が付いていく。何よりも人間の人権を守り、生命を大切にする憲法であってほしい。</p>
<p>憲法改正には反対です（特に第9条）</p> <p>過去60年間、交戦権を放棄したために、一人も戦争によって殺してこなかったことは評価してよいことだと思います。</p> <p>そのことを世界に向けてアピールするべきであると思います。</p> <p>戦争を放棄している日本であるからこそ、特にアジア・中東の今後の平和外交に力を発揮できるでしょう。</p>	<p>日本国憲法第9条は絶対守られなくてはならない。9条に記されている平和主義の考え方は、地球上すべての国家に必要な理念として、日本国民はこれを守り、これを世界人類に広く知らしめる努力をするべきである。憲法改定の議論は、今急激に現実味をおびえてきているが、憲法の中身はまだ全国民的な理解に達しているとは思えない。早急に国民投票などで決定すべきでなく、じっくりと国民の理解を得てゆくべきである。</p>

<p>憲法の理念、平和主義・戦争放棄などはあくまで守らなければならない。たとえ現実に他の国で軍隊があったとしても。……戦争をしたい人たち、戦争によって富を得る人たちの跋扈を許さないという確固たる意志を持つことが大切であろうと思う。そのため国民は賢明でなければならないだろう。例えばこういう授業をたくさんの方が受けて……。</p>	<p>もし、現実に合わせて憲法を変えるというのなら、人権侵害が放置されている現実にあわせて、「基本的人権の尊重」という原則もなくしてしまうのでしょうか。夢や理想を掲げて、それに向かって皆で努力し、協力する社会ができれば、こんなに素晴らしいことはないと思うのに……。人間としての誇りもない政治家にはうんざり。理想を語ることで世界の人とつながっていききたい。</p>
--	---

《質疑応答&フリートーキング》

- Q) 授業の最初のところで、「これまで 29 時間憲法を学習してきた」とおっしゃっていましたが、どんな内容で行うのですか？
- A) この原則に沿って、憲法を読みながら、国民主権のところから憲法 1 条から 9 条まで読みながら進めています。今、公民の時間は週に 2.5 時間です（以前は 5 時間）。
- Q) 今日授業を受けて、憲法の話はきちんと自分の中に入っているようなつもりでいたけれど、一つ一つ「これどうですか」と聞かれた場合には、「ハテ？」と思う部分がある自分の中にありました。先生の中で増田先生のように日本国憲法を深く理解して教えてくださる立場の方と、そうでない先生も多いと思います。その場合、教えられる生徒としては、憲法の受け止め方の密度が薄くなってくると思います。それが今、日本の国全体に蔓延している、憲法に対する無関心・無理解になっているのではないかと思います。それをどうしたら克服していけばいいのでしょうか。
- A) そのところ本当に頭が痛い問題ですね。社会科の中でも、日本国憲法と現実の政治の問題を考えさせようというのは、そんなに多くありません。ましてや他の教科の先生は、生徒と同レベル、生徒以下の先生もいる。そんな先生に生徒の意見を聞かせると、「先生、偏向教育しているんじゃない？」と言われてしまう。実際、政府にとっては、あるいは教育委員会にとっては、現実の政治なんか教えない方がいい。学習指導要領では、「日本の政治は日本国憲法に基づいていることを教える」とあるんですよ。「そんな嘘よう教えんワ」と思います。教師がもし無難に過ごしたければ、現実を考えさせないで、単に知識だけを教えるということが多くなっていく傾向が強くなってきますよね。
- Q) 憲法を守る義務がある人たちが憲法改正を唱えるということは自己矛盾になりますよね。
- A) 罰則規定がないんですね。小泉首相は、この規定に違反しているのは明白ですから、本来であれば辞職していなければいけないと思うのですが。憲法に敵対する人ばかり、国民が選んでいる状況。小泉首相の靖国参拝違憲判決を出した裁判官が、その判決を出す前に遺書をしたためたそうです。日本国憲法に従って判決を書くことが命がけだなんて、本当に情けない状況です。

Q) 教育基本法の改正については？

A) 教育基本法の改正のほうが簡単です。法律ですから。危機感を持っています。憲法改正はハードの制度的な面。子どもたちの戦争に対する抵抗感をなくして、国のために人殺しもできるような子どもというソフト面での支配が教育基本法改悪です。私のような授業をさせないで、「日本はいい国。国際貢献のためなら戦争もしようがないんだよ」というような授業をさせる。教育基本法の改悪で、愛国心を入れたいのだと思います。

- ▶ 7月にあった、市民団体主催のイラクから自衛隊を撤退させよというデモの時、機動隊による警備がものすごかった。あたかも「誰かを捕まえよ」という指令が出ていたかのように挑発をして、2人逮捕しました。そのことに抗議した人も捕まえて…。その上、逮捕した人やデモの主催者の自宅を家宅捜索した。どんどん追いやられていくなぁという感じがしました。
- ▶ 「痛い思いや怖い思いをしたりするのは嫌だから、デモに出るのはどうしよう？ ビラを配るのはどうしよう？」と考える人がいても、それは責められない。どこまで自分をかけられるのかという問いかけを、もうしなければいけない状況になっているのだと思いました。自分が生活している場で、自分がどれだけ踏みとどまれるか。厳しい生活が待っているなぁと思ってしまいました。

Q) 政府や国会議員は、日本をどういう形の国にしようとしているのでしょうか。理解に苦しみます。

A) 大日本帝国憲法のように国民を臣民化して、ただひたすら従う、実直に働き、文句を言わずに、リストラされれば黙って死に、黙って税金を払いという国民にして、自分たちは資本主義というしくみの中で金儲けをしたい放題。そういう社会にしたいのではないのでしょうか。

- ▶ 日本国憲法の前文を1学期かかって、生徒たちに暗誦させています。期末テスト30点分と言うと、もう必死で覚えます。それから、羽仁進監督の原爆フィルム「予言」を必ず生徒に見せています。生徒たちはものすごいショックを受けます。

……実際に中学校で行っている授業を1時間していただき、その後 参加者による質疑応答・フリートークを行いました。現在の日本の危機的状況がさまざま出されました。また、わかったようでいて、ちゃんとわかっていなかったことも確認でき、時々憲法を読んでもることが必要だと思いました。たとえ少数派でも危機感を持って活動をしている市民がいます。学校には増田さんのような先生たちがいて、厳しいながらも、このような授業を行っています。このことに希望を持って、今後もさまざまな取り組みをしましょう。……

(まとめ：浅井ゆき)